

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

法制監察課

定期第900号 令和7年12月23日発行

目 次

【告示】

625 令和7年度自衛官候補生の募集期間、採用 防災対策推進課

試験の試験期日、試験場等を告示する件

626 県営土地改良事業の工事が完了した件 農山漁村振興課

627 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した 教育委員会

件

628 特定調達契約について一般競争入札に付す 公安委員会

る件

【海区漁業調整委員会指示】

番 号 担当課名

7 漁業法の規定に基づき、徳島県海域において「やす」及び「は具」の使用を禁止する

… (∵1つ9 」及ひ:は具」の使用を禁止する

件

徳島県告示第六百二十五号

候補生の募集期間、採用試験の試験期日、 第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、 令和七年度の陸上自衛隊、 試験場等を次のとおり告示する。 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 第百十七条第一項及び

令和七年十二月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

夢集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

	第 六 回	試験回
	(火曜日)まで	募集期限
令和八年一月二十五日 (日曜日)	令和八年一月二十二日 (木曜日)予備日 二十一日 (水曜日)のいずれか一日 (水曜日)のいずれか一日	試験期日
査のでは、自体では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	査記試験及び適性検	試験種目

備老

- するものとする。 筆記試験及び適性検査については、 インターネットを利用する方法により受験
- 2 試験するものとする。 育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める高等学校卒業程度の学力について 筆記試験は、国語 (作文を含む。 数学、地理歴史及び公民につき、 学校教

口述試験及び身体検査試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

住吉開拓三八	板野郡松茂町住吉字住吉開	島航空基地	海上自衛隊徳	第六回
置	位	称	名	試験回

三 応募資格

法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの 日本国籍を有し、 拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律 (令和四年法律第六十七号) 第二 採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、 学校教育

- 行を受けることがなくなるまでの者 若しくは同法第十三条に規定する禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執 条の規定による改正前の刑法 (明治四十年法律第四十五号)第十二条に規定する懲役
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過しない者

3 の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

兀 採用予定月

五

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出志願票の受領及び提出先令和八年三月又は四月

張所等で受領し、提出すること。

十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二徳島県告示第六百二十六号

令和七年十二月二十三日

中西裕ほか七名

三好市三野町太刀野七六番地 申請人の住所及び氏名 花園池地区 地区名 徳島県知事 令和六年二月二十九日 工事の完了年月日 後藤田 正 純

徳島県告示第六百二十七号

次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、

令和七年十二月二十三日

徳島県知事

後 藤 田

正 純

月三日十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	月三日	寄附金の収納の事務る社会教育推進事業に係る	100番地	学支援機構
委託年月日	指定年月日	委託した公金事務	住所又は事務所の	· 名 · 名 · · · · · 称

徳島県告示第六百二十八号

告する。 十二号) 第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成八年徳島県規則第二 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公

令和七年十二月二十三日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県警察本部庁舎ほか二箇所で使用する電気 (電力量の四十パーセントが再生可

能エネルギー由来の電力であること。)

調達期間における予定使用電力量の合計 _ 七二、 ○○キロワットアワ

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和八年二月二十日から令和九年三月三十一日まで

4 調達期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

5 需要場所

1111	
徳島市論田町中開五一 - 一	警察学校射擊場
板野郡松茂町笹木野字八北開拓三五三	交通機動隊庁舎
徳島市万代町二丁目五番地一	徳島県警察本部庁舎
所在地	施設名

一 入札に参加する者に必要な資格

者であることとする。 この入札に参加する者に必要な資格は、 1から9までに掲げる事項の全てに該当する

- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 る資格 (以下「入札審査要綱参加資格」という。 五十六年徳島県告示第二十六号) 第四条第一項の規定による審査により入札に参加す 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和)を有すると認められた者であるこ
- 3 ない者であること。 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受け てい
- 若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。 号) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。 六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) に該当すると認められる者又は暴力団 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七 以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第
- 5 再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成十六年法律第七十五号) 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、 に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者で

あること。

- 6 業の登録を受けている者であること。 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事
- 排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関っ電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、 書に掲げる条件を満たす者であること。 一酸化炭素 入札説明
- 8 調達期間の初日から供給することが可能である者であること。
- 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること
- Ξ 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項
- 提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない 知事が定める一般競争入札 (指名競争入札) 参加資格審査申請書 (以下「審査申請書 という。 なお、受領期限までに申請を行った場合でも、 入札審査要綱参加資格を有していない者で、)に必要書類を添付して、2の(に掲げる受領期限までに2の(に掲げる) この入札への参加を希望するも 審査申請書等に不備があるときは の
- 審査申請書等の受領期限及び提出場所

この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

受領期限

令和八年一月二十日 (火曜日)午後五時

提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当(電話 〇八八一 六二一 - 二〇六七)

契約条項を示す場所等

徳島市万代町二丁目五番地一 契約条項を示す場所並びに入札説明書、 仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

電話 〇八八 - 六 二 - 三 | 〇 |

入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

2

(-)交付期間

令和七年十二月二十三日 (火曜日) 午前九時から令和八年二月十七日 (火曜日)

午後五時まで

交付場所

徳島県警察ホームページにおいて無償で交付する。

入札に参加する者に求められる事項等

五

- (三(二(一)に 電 二 入 り 気 酸 札 を受けるため、 入札に参加しようとする者は、 2の一に掲げる提出期間内に2の二に掲げる提出場所へ提出すること。 次に掲げる書類(以下「確認資料」という。)を、 二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認 県の指定する様式
 - 入札参加資格確認票
 - 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証

明する書類の写し

- (五)(四) 適正な電力供給のための体制が分かるもの (供給約款等)
- 電力供給実績調書
- 確認資料の提出期間、 提出場所、 提出方法及び提出部数
- 提出期間

時までを除く。 号に掲げる日をいう。 の休日 (徳島県の休日を定める条例 (平成元年徳島県条例第三号) 第一条第一項各 令和七年十二月二十三日 (火曜日) から令和八年一月二十日 (火曜日) まで (県 $\overline{}$)を除く。)の午前十時から午後五時まで (正午から午後一

提出場所

郵便番号 七七〇 - 八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

電子メール kanzai2@police.pref.tokushima.jp

ファクシミリ 〇八八 - 六二二 - 九四八七

 (Ξ) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便(

簡易書留郵便を含む。 以下同じ。) کار سار 提出期間内に必着のこと。

(四) 提出部数

一部とする。

六

入札手続等

入札並びに開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時

令和八年二月十八日 (水曜日)午後一時三十分

場 所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部入札室

 (Ξ) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便とし、 2の一に掲げる提出期間

内に必着のこと。

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

提出期間

令和八年一月三十日 (金曜日) から同年二月十七日 (火曜日) 午後五時まで

 (\Box) 宛先

郵便番号 七七〇 - 八五一〇

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

入札方法

3

入札金額は、 調達期間の電気料金の総価を記載すること。

なお、 落札者の決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 入札参加者は、 見積もった契約希望金額 消費税及び地方消費 そ の端数を

4 入札保証金及び契約保証金

5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額(税抜)が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、 無効とする。

- 請を行った者のした入札 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がない と認められた者及び虚 の 申
- セントが再生可能エネルギー 由来の電力であること。 封書の表面に「徳島県警察本部庁舎ほか二箇所で使用する電気(電力量の四十パー 指定した日時までに指定した場所に到達しない 入札書であることが確認できなかった入札 入札又は郵便入札の場合であって)の入札書在中」の朱書がな

(四)(三) 記名のない入札

もって価格を表示しない入札 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、 又は一定の金額を

(九)(八)(七)(六)(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

明らかに連合によるものと認められる入札

その他入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第十八条の規定により 札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、 直ちに当

本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、 なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これ 落札者を決定する。 に代わって

8 の要否

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

10 契約手続にお いて使用する言語及び

日本語及び日本国通貨

11 その他

詳細は、 人札説明書による。

する。 条の三の規定に基づく長期継続契約である。 契約締結日の属する年度の翌年度以降 県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。 この場合において においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、 県は、 本件特定調達契約は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十四 当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものと

三 問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課施設管理室管財係

電話 〇八八 - 六二二 - 三二〇二

ファクシミリ(〇八八 - 六二二 - 九四八七

電子メール kanzai2@police.pref.tokushima.jp

七 Summary

- Electricity used in Tokushima Prefectural Nature and Quantity of the Products to be Purchased
- Estimated Electricity: 2,712,000kWh

Police Headquarters building, and 2

other

facilities

- 2 Period for the Submission of Tender
- Submissions by mail: between January 30, Hand delivered submissions: 1:30 p.m. on February 18, 2026 and 5:00 p.m. 2026 9
- February 17, 2026
- 3 Section in charge of contract

Finance Division, Police Administration Department,

Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima, 770-8510, Japan

Tel: 088-622-3101

- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
- Finance Division, Police Administration Department

Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima, 770-8510, Japan

Tel: 088-622-3101

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

おり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、 次のと

令和七年十二月二十三日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 孝

定義

落として採捕する道具で、熊手及び移植ごてを除くものをいう。 して採捕する道具をいい、 指示の内容 この指示において「やす」とは、 「は具」とは、 鋭利な金具を棒の先端に取り付け、 岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ 魚介類を突き刺

用して水産動植物を採捕してはならない。 徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内におい ては、 「やす」 及 び「 は具 を使

指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。 徳島県漁業調整規則(令和二年徳島県規則第八十八号(以下「規則」という。
- 採捕する場合。 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、 当該許可の範囲内で
- 4 当該許可に基づいて採捕する場合。 漁業法施行規則(昭和二十五年農林省令第十六号)第四十二条の許可を受けた者が

匹 指示の有効期間

この指示の有効期間は、 令和八年一月一日から同年十二月三十一日までとする。